

佐久地域定住自立圏の形成に関する協定書

佐久市（以下「甲」という。）と東御市（以下「乙」という。）は、佐久地域定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）に基づき、甲を中心市とする佐久地域定住自立圏の形成に関する基本的事項を定めることにより、佐久地域定住自立圏を構成する市町村が相互に連携して必要な生活機能等を確保し、もつて定住人口の確保と地域の活性化を図ることを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のため、別表に掲げる取組において、相互に連携を図り、共同し、補完し合うこととする。

（事務執行に当たっての協力及び費用負担）

第3条 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、別表に掲げる役割を分担し、協力して事務の執行に当たるとともに、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度等を勘案し、当該費用を負担するものとする。

2 前項に規定する事務の執行及び費用の負担に関する必要な事項については、必要な都度甲及び乙が協議して定めることとする。

（協定の変更）

第4条 この協定を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経ることとする。

（協定の廃止）

第5条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通告するものとする。

2 前項の通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

（疑義の解決）

第6条 この協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、これを定める。

この協定を締結するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成24年1月12日

佐久市中込3056番地

甲 佐久市

佐久市長

柳田清二



東御市中込281番地2

乙 東御市

東御市長

花岡利夫



別表（第2条、第3条関係）

1 生活機能の強化

| 分野 | 取組 | 取組の内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|-------|--------------|---|--|--|
| 保健・医療 | 住民の健康増進 | 医療機関と連携した特定健康診査の受診率の向上と保健指導等により、住民の健康増進を図る。 | (1) 乙と共同して医療機関と連携し、特定健康診査の受診率の向上対策及び保健指導等を実施する。 (2) その他住民の健康増進に資する取組を実施する。 | (1) 甲と共同して医療機関と連携し、特定健康診査の受診率の向上対策及び保健指導等を実施する。 (2) その他住民の健康増進に資する取組を実施する。 |
| 産業振興 | 鳥獣害防止総合対策 | 有害鳥獣による農林水産業被害を防止するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）に基づき、甲及び乙が策定する被害防止計画に定めた鳥獣害防止対策を総合的に進める。 | (1) 住民及び団体等と連携を図りつつ、乙と鳥獣害に関する情報交換等を実施する。 (2) 乙と共同して鳥獣害防止総合対策の調査研究を行うとともに、当該対策が有効なものとなるよう取組を実施する。 (3) その他鳥獣害防止に資する取組を実施する。 | (1) 住民及び団体等と連携を図りつつ、甲と鳥獣害に関する情報交換等を実施する。 (2) 甲と共同して鳥獣害防止総合対策の研究を行うとともに、当該対策が有効なものとなるよう取組を実施する。 (3) その他鳥獣害防止に資する取組を実施する。 |
| | 地産地消・販路開拓の推進 | 農林水産物の消費拡大を図るため、地産地消及び販路開拓を推進する。 | (1) 住民及び団体等との連携を図りつつ、乙と地産地消、情報発信等に関する情報交換等を実施する。 (2) 乙と共同して地産地消及び情報発信等の研究等を行うとともに、当該事業が有効なものとなるよう取組を実施する。 (3) その他地産地消及び販路開拓の推進に資する取組を実施する。 | (1) 住民及び団体等との連携を図りつつ、甲と地産地消、情報発信等に関する情報交換等を実施する。 (2) 甲と共同して地産地消及び情報発信等の研究等を行うとともに、当該事業が有効なものとなるよう取組を実施する。 (3) その他地産地消及び販路開拓の推進に資する取組を実施する。 |

| | | | | |
|--------------|---------------|---|--|--|
| 産業振興 (続き) | 農業情報ネットワークの構築 | 農業に関する情報の共有、研修・講習会等の開催等により、農業情報ネットワークを構築する。 | (1) 乙と農業に関する情報を共有するとともに、研修・講習会等の開催等の必要な事業を実施する。 (2) その他農業情報ネットワークの構築に資する取組を実施する。 | (1) 甲と農業に関する情報を共有するとともに、研修・講習会等の事業を共同して実施する。 (2) その他農業情報ネットワークの構築に資する取組を実施する。 |
| | 森林病害虫被害防止対策 | 森林病害虫による森林被害を防止するため、森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)に基づき、森林病害虫被害防止対策を進める。 | (1) 住民及び団体等と連携を図りつつ、乙と森林病害虫被害に関する情報交換等を実施する。 (2) 乙と共同して森林病害虫被害防止対策の研究を行うとともに、当該対策が有効なものとなるような取組を実施する。 (3) その他森林病害虫被害防止に資する取組を実施する。 | (1) 住民及び団体等と連携を図りつつ、甲と森林病害虫被害に関する情報交換等を実施する。 (2) 甲と共同して森林病害虫被害防止対策の研究を行うとともに、当該対策が有効なものとなるような取組を実施する。 (3) その他森林病害虫被害防止に資する取組を実施する。 |
| | 広域的観光の推進 | 観光地をネットワーク化した周遊観光ルートの発掘等の実施、地域産業と連携した地域経済の活性化及び誘客増加のための取組等により、広域的観光を推進する。 | (1) 広域的観光に関する情報の集約及び乙との調整等を実施する。 (2) 乙と共同して広域的観光の推進に必要な事業を実施する。 (3) その他広域的観光の推進に資する取組を実施する。 | (1) 甲への情報提供等を実施する。 (2) 甲と共同して広域的観光の推進に必要な事業を実施する。 (3) その他広域的観光の推進に資する取組を実施する。 |

| | | | | |
|----|--------------|--|---|--|
| 環境 | 循環型社会の構築 | 循環型社会の構築に向け、情報の共有化を図り、環境に関する活動を連携して実施する。 | (1) 事業の実施のために必要となる情報の集約及び乙との調整等を実施する。 (2) 乙と共同して循環型社会の構築のために必要な事業を実施する。 (3) その他循環型社会の構築に資する取組を実施する。 | (1) 甲への情報提供等を実施する。 (2) 甲と共同して循環型社会の構築のために必要な事業を実施する。 (3) その他循環型社会の構築に資する取組を実施する。 |
| 防災 | 広域防災体制の整備と強化 | 災害時に必要な情報の共有、迅速な対応を図るための応援体制の確立等により、広域防災体制の整備と強化を図る。 | (1) 防災に係る情報の取りまとめ及び提供並びに応援体制の調整を実施する。 (2) その他広域防災体制の整備と強化に資する取組を実施する。 | (1) 甲への情報提供及び応援体制の確立に向けた取組を実施する。 (2) その他広域防災体制の整備と強化に資する取組を実施する。 |

2 結びつきやネットワークの強化

| | | | | |
|-----------|-----------------|---|--|--|
| 地域公共交通 | 地域公共交通ネットワークの構築 | 地域公共交通のあり方に関する調査検討、公共交通の確保のために必要な事業の実施等により、地域公共交通ネットワークを構築する。 | (1) 乙と共同して地域公共交通ネットワークの構築に取り組む。 (2) 乙及び関係機関との総合的な連絡調整を行う。 (3) その他地域公共交通ネットワークの構築に資する取組を実施する。 | (1) 甲と共同して地域公共交通ネットワークの構築に取り組む。 (2) その他地域公共交通ネットワークの構築に資する取組を実施する。 |
| 定住促進・交流推進 | 定住促進及び交流推進 | 都市部を対象とした就労・就農・住宅情報の提供、ホームページ等による情報発信等により、定住促進及び交流推進を図る。 | (1) 事業実施のために必要となる情報の集約及び乙との調整等を実施する。 (2) 乙と共同して定住促進及び交流推進のために必要な事業を実施する。 (3) その他定住促進及び交流推進に資する取組を実施する。 | (1) 甲への情報提供等を実施する。 (2) 甲と共同して定住促進及び交流推進のために必要な事業を実施する。 (3) その他定住促進及び交流推進に資する取組を実施する。 |

| | | | | |
|------|--------------|---|--|---|
| 社会教育 | 社会教育施設の広域的活用 | 施設情報や開催行事の情報を共有し、住民に提供すること等により、文化・スポーツ施設等の社会教育施設の広域的活用及び文化・スポーツ活動の活性化を図る。 | (1) 文化・スポーツ施設等の施設情報及び文化・スポーツ活動等に関する情報の提供を受け、乙及び住民等に周知する。 (2) その他社会教育施設の広域的活用及び文化・スポーツ活動の活性化に資する取組を実施する。 | (1) 文化・スポーツ施設等の施設情報及び文化・スポーツ活動等に関する情報を甲へ提供するとともに、甲から提供された情報を住民等へ周知する。 (2) その他社会教育施設の広域的活用及び文化・スポーツ活動の活性化に資する取組を実施する。 |
|------|--------------|---|--|---|

3 圏域マネジメント能力の強化

| | | | | |
|------|--------------|----------------------------------|--|---|
| 人材育成 | 合同専門研修及び人事交流 | 職員研修の合同実施、職員人事交流等により、職員の人材育成を図る。 | (1) 職務に係る専門研修又は定住自立圏の取組を推進するための研修を行うに際し、乙の職員に当該研修への参加の機会を設ける。 (2) 乙の求めに応じて職員の人事交流及び派遣研修を実施する。 (3) その他職員の人材育成に資する取組を実施する。 | (1) 合同専門研修の企画立案及び運営に協力するとともに、職員を参加させる。 (2) 必要に応じて職員の派遣、受入れ及び人事交流を行う。 (3) その他職員の人材育成に資する取組を実施する。 |
|------|--------------|----------------------------------|--|---|

佐久地域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

佐久市を甲とし、東御市を乙として甲乙が締結した平成24年1月12日付け
佐久地域定住自立圏の形成に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更
する協定を次のとおり締結する。

原協定の別表に次の取組を加える。

別表（第2条、第3条関係）

1 生活機能の強化

| 分野 | 取組 | 取組の内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|------|--------------|---|---|---|
| 産業振興 | 六次産業化による農業振興 | 地域農業の活性化を図るため、農業者と商工事業者等の多様な主体が連携し、六次産業化による農業振興を推進する。 | (1) 住民及び団体等との連携を図りつつ、乙と農産物の生産、供給等に関する情報交換等を実施する。 (2) 乙と共同して農産物の生産、供給等に関する研究等を行うとともに、当該事業が有効なものとなるよう取組を実施する。 (3) その他六次産業化による農業振興に資する取組を実施する。 | (1) 住民及び団体等との連携を図りつつ、甲と農産物の生産、供給等に関する情報交換等を実施する。 (2) 甲と共同して農産物の生産、供給等に関する研究等を行うとともに、当該事業が有効なものとなるよう取組を実施する。 (3) その他六次産業化による農業振興に資する取組を実施する。 |

2 結びつきやネットワークの強化

| | | | | |
|----|--------------|---|---|---|
| 建設 | 道路等交通インフラの整備 | 地域住民の生活や産業・経済等を支える交通ネットワークの強化のため、道路等交通インフラの整備を推進する。 | (1) 乙と共同して主要幹線道路等の整備促進に取り組む。 (2) 圏域の主要幹線道路へ接続する甲の区域内の道路等の整備を実施する。 (3) その他道路等交通インフラの整備に資する取組を実施する。 | (1) 甲と共同して主要幹線道路等の整備促進に取り組む。 (2) 圏域の主要幹線道路へ接続する乙の区域内の道路等の整備を実施する。 (3) その他道路等交通インフラの整備に資する取組を実施する。 |
|----|--------------|---|---|---|

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成29年1月23日

佐久市中込3056番地

甲
佐久市
佐久市長

柳田清二
長野県佐久市長之印

東御市281番地2

乙
東御市
東御市長

花岡利夫
長野県東御市長之印

佐久地域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

佐久市を甲とし、東御市を乙として甲乙が締結した平成24年1月12日付け佐久地域定住自立圏の形成に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

原協定の別表に次の取組を加える。

別表（第2条、第3条関係）

2 結びつきやネットワークの強化

| 分野 | 取組 | 取組の内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|----|--------|-------------------------------------|--|---|
| 情報 | 情報化の推進 | コンピュータシステムの共同利用・共同開発等により、情報化の推進を図る。 | (1) 乙と共同して情報化の推進のために必要な事業を実施する。 (2) その他情報化の推進に資する取組を実施する。 | (1) 甲とともに情報化の推進のために必要な事業を実施する。 (2) その他情報化の推進に資する取組を実施する。 |

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成31年4月1日

佐久市中込3056番地
甲 佐久市
佐久市長

柳田清二



東御市県281番地2
乙 東御市
東御市長

花岡利夫

